

質問と回答

(施設名：津久井やまゆり園)

番号	質 問	回 答
1	<p>募集要項 p.9 6 選定方法等(1)選定基準 注2「節減努力等の評価について」、適切な積算で5点を取れない場合は、節減努力等の20点を取れないということですか。</p>	<p>貴見のとおりです。 「適切な積算」が行われていない場合には、「節減努力等」についても適切ではないと考えられるため、「適切な積算」で満点を得られない場合には、「節減努力等」の点数は与えられません。</p>
2	<p>業務の基準 p.2 4 職員の配置等(1)サービス水準を維持するための標準となる職員配置数 職員の配置等に「常勤換算」とありますが、常勤換算123名とは、常勤職員の配置人数ですか、それとも、換算して非常勤職員を配置してもよいですか。</p>	<p>常勤職員123名については、常勤換算して非常勤職員を配置することは認められません。常勤職員として123名の配置を確保していただく必要があります。</p>
3	<p>募集要項 p.2 (5)施設の役割 地域サービス機能の内容に「地域で生活する障害児・者支援のための各種相談事業等を実施」とありますが、各種相談事業の「各種」とは何を指すのでしょうか。</p>	<p>障害者やその家族、関係する市町村等からの相談を含め、地域で生活する障害児・者のための各種相談事業を広く想定していますが、その具体的な内容や実施方法については特定のものに限定していませんので、地域の拠点施設としての役割を踏まえ、最善と考える提案を行ってください。</p>
4	<p>業務の基準 p.13～14 3 収支計画書に関する(1)収入に関する(2)支出に関する 募集要項 p.13 11 管理に要する経費 収支計画書の収入には処遇改善加算額を見込みますか。 また、人件費にかかる処遇改善費相当分を盛り込みますか。</p>	<p>指定管理業務の実施による収入はすべて見込んでいただきますので、収入として処遇改善加算額が見込まれる場合は、収支計画書の収入に含めて算定することとなります。その場合、収支計画書の支出においても、処遇改善費相当額を含めて算定することとなります。</p>

<p>5</p>	<p>業務の基準 p.14 3 収支計画書に関すること(2) 支出に関すること 日中一時支援の実施による支出項目は盛り込みますか。 業務の基準 p.8 (3) 在宅障害児者への各種支援に関する業務 イ 短期・日中一時支援事業 日中一時支援事業の収入と支出は、指定管理業務に係る経費に含まれますか。 また、日中一時支援事業は指定管理業務に含まれますか。</p>	<p>業務の基準の8ページ(3)イに記載したとおり、在宅重度障害者への支援や家族のレスパイトを目的とした事業を実施するほか、関係市からの委託等を受けて日中一時支援事業を実施することも可能です。「在宅障害児者への各種支援に関する業務」に位置づけたこれらの事業は指定管理業務に含まれますので、関係する市町村から事業を受託する場合は、収支計画書に収入、支出ともに見込んでください。</p>
<p>6</p>	<p>募集要項 p.2 (5) 施設の役割 政策課題に対応した、県立直営施設での「地域生活移行」とは、具体的にどのような取組みを想定していますか。 また、県立直営施設と共同で障害程度が重度の障害者の地域生活移行推進に取り組むとは、どのような取組みを想定していますか。</p>	<p>県立県営施設における入所期間が長期化した利用者や福祉型障害児入所施設に入所している加齢児をいったん指定管理施設で受け入れ、地域生活移行を検討するなど、法人独自の発想での取組み内容を提案いただきたいと思います。</p>
<p>7</p>	<p>募集要項 p.5 エ その他(ア) 所轄庁が実施した指導監査書類 法人が運営する全ての事業所の指導監査書類を提出する必要がありますか。</p>	<p>第1種社会福祉事業に該当する社会福祉施設にかかる指導監査書類が提出の対象となります。</p>
<p>8</p>	<p>募集要項 p.5 オ 必要に応じて添付する書類(ア) 法人等の自主事業として行う業務がある場合 法人が運営する全ての自主事業に係る関係書類を提出する必要がありますか。</p>	<p>指定管理業務以外に、津久井やまゆり園において行う自主事業の実施計画及び収支計画を提出してください。</p>